

知多市新庁舎等設計委託公募型プロポーザルに係る質疑回答書（令和5年2月28日締切分）

No.	資料名称	頁	該当箇所	質疑内容	回答
1	特記仕様書 (案)	1	4	実施設計の履行期限（令和6年9月27日）については、申請業務及び積算業務は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	申請業務は、期間内の履行完了は必須ではありませんが、実施設計内容に大きな変更が無いよう事前審査が進められていることを前提とします。積算業務は、原則履行期限内に含まれるものとなりますが、今後のスケジュール検討により、議会報告、施工者選定に影響のない範囲での期間変更の協議に応じます。
2	特記仕様書 (案)	2	6(1)	北街区・南街区の整備の今後のスケジュールで想定がありましたら、ご教示ください。	いずれも整備時期は、未定ですが、北街区は現庁舎解体後に速やかに着手したいと考えています。
3	特記仕様書 (案)	3	6(1)	市民の意見聴取方法についての想定がありましたらご教示ください。	パブリックコメント又は住民説明会を想定しています。
4	特記仕様書 (案)	3	6(2)ア	新庁舎への来庁者車両乗入口は駅舎側の旨の記載がありますが、現在駅前ロータリー工事と共に敷地側歩道部に施工されている乗入口の位置を大きく変更することなく、活かして計画することとして理解してよろしいか。	お見込みのとおり、現況の乗入口の位置を前提に計画してください。乗入口の位置を変更する提案は可としますが、警察との事前協議の結果、現況の乗入口の位置としているため、変更に伴う関係者との協議は受注者の責任で行うこととし、協議が難航した場合の設計期間の延長は認めません。また、市は工事費低減のため、積極的な移設を考えていないことから、提案に当たっては移設の必要性をご説明いただくこととなります。

No.	資料名称	頁	該当箇所	質疑内容	回答
5	特記仕様書 (案)	3	6(2)ア	設計委託特記仕様書で車両乗り入れ口について記載がありますが、現地において、東側前面道路側に縁石の切り下げが既に施工されています。当該部分から車両の出入口を想定していると考えてよろしいでしょうか。また、敷地西側の既存の切り下げについても車両の出入口を想定していると考えてよろしいでしょうか。	敷地東側については、質疑No.4を参照してください。 敷地西側については、概ねの位置は、既存の切り下げ箇所を想定していますが、協議未実施です。道路管理者と協議の上、必要に応じて警察と協議を行います。幅等の詳細は、道路管理者等との協議の上、決定します。
6	特記仕様書 (案)	3	6(2)ア	車両出入口については、警察等関係機関と事前協議を行っていると考えてよろしいでしょうか。	敷地東側は、警察及び道路管理者との事前協議済みです。 敷地西側は、協議未実施です。道路管理者と協議の上、必要に応じて警察と協議を行います。
7	特記仕様書 (案)	4	6(3)イ	朝倉駅前駐車場について、300台程度の台数を満たせば3層4段とされている段数を変更してもよろしいでしょうか。	朝倉駅前駐車場（立体駐車場）は、3層4段が最適であると考えているため、段数の変更は認めません。
8	特記仕様書 (案)	4	6(3)エ	駐車台数は特記仕様書に平面駐車で173台程度との記載がありますが、基本計画に記載のとおり、敷地内に身障者用駐車場含め現況台数を目安に確保したうえで、対象地区全体で現況台数を確保する方針と考えてよろしいでしょうか。	市役所来庁者用駐車場として、中街区A-1区画に平面駐車で現況台数（154台）以上の確保は必須とします。その上で、173台程度の駐車台数を確保してください。
9	特記仕様書 (案)	5	6(3)エ	立体駐車場は、あくまでもパークアンドライド用で、一般の庁舎利用者、公用車は駐車させない考え方でしょうか。	お見込みのとおりです。
10	特記仕様書 (案)	13	9(6)ウ(ア)	アスベスト含有調査の個所数の想定をご教示ください。	既実施したアスベスト含有調査で未確認の個所（隠ぺい部分等）について、解体工事に必要と見込まれる調査個所数を想定してください。 既実施したアスベスト含有調査結果は、知多市役所総務課の窓口での閲覧を可とします。閲覧日時の調整については、総務課にお問い合わせください。

No.	資料名称	頁	該当箇所	質疑内容	回答
11	特記仕様書 (案)	15	9(8)	庁内検討会議への出席について、想定されている期間と頻度をご教示ください。	基本設計及び実施設計期間内に1～2ヶ月に1回程度を想定しています。
12	特記仕様書 (案)	16	10(1)ア	透視図写真はデータの場合、JPG等での提出に変えることは可能でしょうか。	可とします。
13	特記仕様書 (案)	16	10(1)ア	透視図は附帯業務で鳥瞰パース、外観パース、内観パース等となっておりますが各パースの作成枚数をご教示ください。	鳥瞰パースは1枚、外観パースと内観パースは各2枚とします。その他説明に必要なサブカットは設計意図説明書や設計説明書に含まれるものとします。
14	特記仕様書 (案)	19	10(2)ア	透視図は附帯業務で鳥瞰パース、外観パース、内観パース等となっておりますが各パースの作成枚数をご教示ください。	鳥瞰パースは1枚、外観パースと内観パースは各2枚とします。その他説明に必要なサブカットは設計意図説明書や設計説明書に含まれるものとします。
15	特記仕様書 (案)	19	10(2)ア	模型のサイズ、仕様等をご教示ください。	サイズ：A1～B1程度とし、周辺が一定程度入るスケール 主な材料：スチレンボードの上彩色を原則とし提案による ケース：アクリル素材
16	要求水準規定書 (案)	2	1(1)	公用車駐車場の小型バスの車種と大きさをご教示ください。	車種：日野 リエッセ 長さ：699cm 幅：202cm 高さ：258cm
17	要求水準規定書資料 (案)	-	資料1	当該資料はあくまで参考という扱いで、審査における設計条件ではないという理解でよろしいでしょうか。	業務においては、第1本書の位置付けのとおりです。ただし、協議調整において追加要望がある場合は都度協議とし、提案による変更は妥当性が認められる場合は可能とします。 審査においては上記を前提として技術提案をお願いします。

No.	資料名称	頁	該当箇所	質疑内容	回答
18	要求水準規定書資料(案)	-	資料1	ヘリポートの予定はないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	要求水準規定書資料(案)	1	資料1	議場をフラットな床で、多目的利用とありますが、現状考えられている利用方法、想定されている階をご教示ください。	利用方法の想定は、子ども議会や式典など、議決機関としての一定の格式を保った使用を想定しています。 フラットな床については、車椅子の方等も利用しやすい、バリアフリー設計を想定しています。 階の想定は、知多市新庁舎整備基本計画P23に記載のとおり、上層階を想定しています。 なお、要求水準規定書資料(案)は質疑No.17のとおりですが、知多市新庁舎等設計委託特記仕様書(案)P3に記載のとおり、市民、職員等に新庁舎整備について今後意見聴取する予定であることから、意見聴取の結果、想定する形状や利用方法等について変更となる場合があるため、その際は柔軟に対応をしていただくこととなります。
20	要求水準規定書資料(案)	3	資料1	多目的ホールと大会議室、多目的会議室の使用イメージをご教示ください。また、市民への利用は想定されますでしょうか。	各使用イメージは次のとおりです。また、市民利用については、今後の検討とします。 ①多目的ホール：選挙開票所事務、確定申告会場、採用試験会場、研修、会議、式典、臨時窓口等 ②大会議室：研修、会議、通知書等発送事務、統計調査事務、式典、臨時窓口等 ③多目的会議室：選挙期日前投票所、研修、会議、通知書等発送事務、統計調査事務、式典、臨時窓口等

No.	資料名称	頁	該当箇所	質疑内容	回答
21	実施要領	6	4(9)ウ(ウ)	<p>ヒアリングについて「パワーポイント等の画像の投影については、その内容が提案書に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に使用を認める。」とあります。以下の様に考えますが、宜しいでしょうか。</p> <p>①内容は技術提案書と同一のものとする。 ②内容が同一であれば、部分的に切り取り拡大したもの等により、複数頁として構成することも可とする。 ③新たな図、音声及び動画等の追加又は加工は不可とする。</p>	①、②については、お見込みのとおりです。③については、新たな図は不可としますが、記載の図、イラストを音声、動画で表現することは可とします。
22	実施要領	6	4(9)ウ(ウ)	<p>提案書に添付している説明図等について、ヒアリング用に注釈を加えるなどの加工によって提案書に添付しているものと完全に一致しなくても、その内容が提案書に合致し提案内容の理解を助けるものであれば使用を認められると考えてよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
23	実施要領	7	5	<p>紙面の余白寸法や体裁について、文字の大きさについての指定はありますが、その他は任意と考えてよろしいでしょうか。</p>	指定書式の枠外の文面及び枠の記載をすることは順守いただき、余白寸法に関しては任意で構いません。
24	実施要領	7	5	<p>提案書に記載する、正本、副本番号等の記載位置に指定はありますでしょうか。</p>	様式第10号及び第11号の『「応募者名（正本の場合）」又は「応募者番号及び副本通番（副本の場合）」』と記載されている位置に、右揃えで記載してください。
25	①実施要領 ②様式集	①8 ②17	①5(3) イ、ウ ②様式第12号5(1)、(2)	<p>①、②の記述により、以下の様に判断しますが、宜しいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式11は、正本、副本共、A3判横方向短辺綴じとしA4判に折る必要はない。 ・第1回質疑回答の通り、それぞれ正本、副本の綴じ方は、ダブルクリップ等で綴じるなど、任意で良い。 	お見込みのとおりです。

No.	資料名称	頁	該当箇所	質疑内容	回答
26	様式集	-	様式第10号	評価基準について、業務上その他の配慮事項等は、設計に係る内容の提案ではなく、あくまでも業務を進行する上での提案と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	様式集	-	様式第10号、様式第11号	様式第10号、様式第11号共に、枠のサイズを変更する事は可能と判断しますが、宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	様式集	-	様式第10号、様式第11号	様式第10号において業務実施方針を記載する枠および様式第11号において技術提案書を記載する枠の大きさは調整してよろしいでしょうか。	質疑No.27を参照してください。
29	①様式集 ②知多市新庁舎等設計委託公募型プロポーザルにおける応募者番号について (通知)	-	①様式第10号 ②知多市新庁舎等設計委託公募型プロポーザルにおける応募者番号について (通知)	「本業務に関わる各担当者の業務実績」等に関し、(2)の2の(4)項により、記述を特定できない様にすれば、写真を使う事は可能と判断しますが、宜しいでしょうか。	業務実績のイメージの補完を目的とした建築物の写真の使用は認めますが、各担当者の顔写真等の使用は認めません。

No.	資料名称	頁	該当箇所	質疑内容	回答
30	①、②様式集 ③知多市新庁舎等設計委託公募型プロポーザルにおける応募者番号について (通知)	-	①様式第10号 ②様式第11号 ③知多市新庁舎等設計委託公募型プロポーザルにおける応募者番号について (通知)	①と②の注意書きは、「副本には、応募者（協力事務所を含む）を特定できる内容（社名、ロゴ等）を記載しないこと。」とありますが、③の2の(4)項は、「様式第10号及び第11号は、応募者、構成員又は協力事務所が特定できる表現（社名、ロゴ、マーク、社員名、社員の顔写真等）を記載しないでください。地方公共団体の実績等を記載する場合は、例えば愛知県知多市の場合、「A県C市」のように、特定できないよう記載してください。」とあります。③の記載を正とし、正本も副本に合せ、応募者（協力事務所を含む）を特定できる内容（社名、ロゴ等）を記載してはならない。」と判断しますが、宜しいでしょうか。	正本には、様式第10号及び第11号の右上に応募者名を記載してください。 「知多市新庁舎等設計委託公募型プロポーザルにおける応募者番号について（通知）」の2(4)の記載については、様式第10号及び第11号の正本の右上の応募者名を除き、適用してください。
31	新庁舎整備基本計画	14	市民開放エリアについて	夜間、休日に市民利用を想定している部屋をご教示ください。	夜間、休日の市民利用については今後の検討とします。庁舎の市民利用は、にぎわい創出のための課題としても捉えており、事業者からの提案や、庁内での検討等をもとに決定します。
32	中街区A-1区画平面図	-	敷地と前面道のレベル差	現状の敷地レベルと、新たに整備された東側前面道路との間に高低差が生じていますが、レベル差についてご教示ください。	実施要領等に関する質疑回答書とともに市ホームページに掲載した追加資料（中街区A-1区画平面図）の他にお示しできる資料はございません。
33	中街区A-1区画平面図	-	横断歩道切下げ位置について	駅からの歩行者動線について、貴市のホームページに公開されているロータリーの完成予想図を見ると、敷地に向かって横断歩道が整備されており、その部分は縁石が切り下げて施工済のようです。歩行者動線については、当該部分に横断歩道が設置されることを前提に計画を進めることよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 また、質疑No.4も関連しますので、参照してください。